

清掃業務仕様書

病院施設の清掃業務が、院内感染防止及び衛生管理上重要な業務であることを認識し、**院内感染防止清掃マニュアル** (別紙) に基づき誠実に業務を遂行すること。

1. 業務名

清掃業務委託

2. 委託場所

塩竈市香津町7番1号 (塩竈市立病院内)

3. 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 支払条件

月末締め翌月払い

5. 清掃業務の役割

清掃業務については清掃を実施する清掃実務業者と清掃実務業者を管理する清掃管理業者とする。

清掃実務業者と清掃管理業者は同一法人または別法人での清掃管理とする。

6. 清掃業務場所及び作業内容

「別紙清掃作業基準一覧表」及び「定期清掃作業一覧表」のとおり。

但し、必要に応じて自主的及び依頼があった場合、随時に対応した清掃を行うこと。

7. 作業員業務規定等

(1) 作業業務に支障がなないように、適切な人員を確保すること。

(2) 清掃時間及び休日

作業時間及び休日については、原則として次のとおりとする。

作業時間 平 日 7時00分から16時00分まで

土曜日 7時00分から11時00分まで

日祝日 9時00分から12時00分まで

休 日 1月1日は休日とする

- (3) 作業員の健康診断書及び全員の名簿を事務部業務課に提出すること。また作業員に移動等があるときは、その都度報告及び履歴書を提出すること。
- (4) 作業員の健康診断後、健康診断の写しを提出すること。
- (5) 作業員には常に清潔な作業服を着用させ、名札をつけること。
- (6) 清掃作業の際は、外来・入院患者に不快の念を抱かしめないように、心がけること。
- (7) 清掃作業の際は、診察や看護業務等に支障とならない様、看護師等と常に連絡をとり実施すること。
- (8) 清掃作業の際は、備品、医療器械等の取扱いに注意し、損傷のないように留意すること。

8. 清掃機械器具等

- (1) 清掃作業に使用する機械器具及び洗剤等の消耗品は、業者負担とする。
- (2) トイレトペーパー、ごみ袋類、ペーパータオル、手指消毒用アルコール、当院使用の手袋は病院負担とする。
- (3) 玄関マットについては、清掃実務業者が持ち込んだマットを使用する。

9. 清掃管理業務内容

- (1) 清掃実務業者が「別紙清掃作業基準表」及び「定期清掃作業一覧表」通りに清掃業務を実施しているかを定期的に院内巡回して確認することし、不適の場合はその都度指導、改善する事。

- (2) 定期巡回については清掃実務業者と話し合いの上、日程調整すること。
- (3) 作業確認の巡回時に作業範囲、清掃方法、作業時間等に問題があれば直接現地作業員、または責任者に申し入れて是正し、後日改善報告書を提出する事。
- (4) 清掃用具、器具、消耗品等の仕様状況を確認し、電気器材等の容量を表示し使用の場合は漏電過負荷、短絡保護兼用のブレーカー（15A）を使用する事。
- (5) 清掃実務業者と共に作業方法や清掃用具、及び器具等の改善に努めること。
- (6) 清掃実務業者と共に使用する洗剤、ワックス、薬品類等の改善に努めること。
- (7) 定期清掃については清掃実務業者と共有し、病院と清掃時間の調整を行うこと。
- (8) 清掃のクレームが発生した時には、状況を確認して清掃実務業者と共に関係部署と協議して適正に措置を行ないクレーム改善書を作成し、関係部署等へ報告する事。
- (9) 脚立を使用する高所での作業については事前に安全作業遂行の指導を行うこと。(2m以上の高所では安全帯を着用する事)
- (10) 設備管理部署や他部署と同時に作業を実施する際には清掃実務業者と情報を共有し、その指示に従うこと。
- (11) 清掃実務業者から要望があった時には病院と協議を行い適切に処理すること
- (12) 感染症患者病室の入室については病院のルールに従い清掃担当者に注意事項の遵守を指導すること
- (13) 定期的に看護部、業務課他との会議の中で病院清掃品質向上業務（インスペクション）を通じ清掃面での問題点を協議し是正に努めること

10. 清掃業務内容

(1) 日常清掃業務

- 別紙清掃作業基準一覧表とする。

- ① 院内各室・廊下等の床面・壁面・天井面・窓、鏡等の清掃作業。

- ② 院外（病院敷地内）のごみ、ほこり、空缶、空瓶などの除去清掃。
- ③ 医局及び医局会議室（水回り清掃含む）、医師当直室の清掃、ベツトメイク、派遣医師の回診衣補充等。
- ④ 廃棄物の運搬業務、及び集積所（カゴ他）の清掃

(2) 定期清掃業務

- 定期清掃としてガラス清掃、床面の洗浄、ワックス掛等を毎月又は年数回実施する清掃であり、清掃方法、清掃回数は別紙「清掃作業基準表」のとおりとし、時期等は提案として求める。

(3) 病棟エアコン清掃業務

- 別紙 121 台 年4回 フィルター高圧洗浄

11. 清掃方法

- 院内感染防止清掃マニュアル（別紙）に基づき清掃を行うこと。

(1) 床 面

- ① オフロケーション方式による湿式清拭」と「高性能フィルター付き掃除機を利用した、乾式清拭」により清掃すること。資機材についてはダストコントロールモップ等の乾式モップを使用し、活性化過酸化水素系の洗剤を使用する。水モップによる清掃は禁止とする。
- ② 血液・体液・排泄物等で汚染された床は、直ちにふき取り、ハイター等の次亜塩素酸ソーダで清拭すること。

(2) 壁面及び手摺

- ① ダスタークロス等で防塵し、活性化過酸化水素系等の雑菌、除菌効果のある洗剤を使用し汚損箇所を除去すること。

(3) 天井面及びスプリンクラー配管

- ① 高性能フィルター付き掃除機や長棒ダスターや濡れタオル等で防塵清掃すること。

(4) 病棟エアコン

- ① ダスタークロス等で防塵し、AC 器具周辺を清掃する（濡れタオル等）。フィルターを清掃する場合はドライエリア等で高圧洗浄する。また汚損箇所はダスター、洗剤などで除去すること。（別紙手順書の通り作業する事）。

(5) 便所及び洗面所

- ① 床面タイルは、デッキブラシで洗浄後オフロケーション方式による湿式清拭とする。汚損箇所はダスター、洗剤などで除去すること。
- ② 弾性床材面は、オフロケーション方式による湿式清拭とする。汚損箇所はダスタークロス、洗剤などで除去すること。
- ③ 血液・体液・排泄物等で汚染された床は、直ちにふき取り、ハイター等の次亜塩素酸ソーダで清拭すること。
- ④ 便器、手洗器はトイレ用洗剤で洗浄し、水拭きすること。
- ⑤ 壁面、ドアは活性化過酸化水素系等の雑菌、除菌効果のある洗剤を使用しダスターで拭き上げること。
- ⑥ 石鹼水、トイレトペーパーは巡回し補充すること。
- ⑦ 汚物入れは、汚物類を捨てるごとに、ハイター等の次亜塩素酸ソーダで洗浄すること。
- ⑧ ガラス、鏡等は中性洗剤を用い、曇りの無いように拭あげること。
- ⑨ 衛生陶器の金属部分は、定期的に磨き上げること。

(6) エレベーター

- ① エレベーター内及び溝など床面は、掃除機で吸塵し、乾式モップで清掃すること。
- ② エレベーターの天井、壁、扉、操作板は汚れに応じてステンレスは中性の雑菌、除菌効果のある洗剤などで除去すること。
- ③ 鏡は中性洗剤を用い、曇りの無いように拭あげること。

(7) 窓ガラス清掃 (院内全体 約 950㎡)

- ① 開閉式窓及びはめ込み窓について適時清掃を行うこと。

(8) 外来棟待合室の長椅子

- ① 待合椅子は汚れに応じてダスタークロス、活性化過酸化水素系等の雑菌、除菌効果のある洗剤を使用し除去すること。

(9) 病棟・外来の浴室脱衣室

- ① 浴室床面は、汚れに応じて中性洗剤を使用し、ポリッシャーまたはデッキブラシで仕上げ、清潔な乾布など仕上げ拭きし、蛇口、シャワー配管等同時に清掃する事。
- ② 脱衣室床面は、掃除機で吸塵し、モップで清掃し、洗面台（シンク）または鏡、棚がある場合は曇りの無い様清掃する事。

(10) 屋上・ベランダ・院外廻り

- ① ゴミ、空缶、空瓶、雑草（特に花壇）などの適宜除去清掃すること。

(11) その他

事業管理者室 床面は掃除機で吸塵し、洗面台は汚れに応じて洗剤で除去し、鏡等は曇りの無い様清掃する事

院長室 床面は掃除機で吸塵し、洗面台は汚れに応じて洗剤で除去し、鏡等は曇りの無い

様清掃する事

副 院 長 室 床面は掃除機で吸塵し、洗面台は汚れに応じて洗剤で除去し、鏡等は曇りの無い

様清掃する事

医 局

- ① 室内の拭き掃除
- ② 茶セットの整理 (3回/日)
- ③ 新聞等の整理
- ④ 消耗雑貨の管理、補充など

医 師 当 直 室

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること
- ② 汚損箇所の除去をすること
- ③ 浴室・トイレ清掃
- ④ ベットメイク
- ⑤ 洗面台及び鏡等の清掃

連 携 室

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

看 護 部 長 室

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

看 護 師 当 直 室 (看 護 部 長 室 内)

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

手術室（機材庫以外）

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

人間ドック診察室

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

健康管理センター

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

内視鏡室

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

小児科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

皮膚科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

看護師当直室（皮膚科診察室内）

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

婦人科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

泌尿器科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

眼科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

耳鼻科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

外科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

整形外科

- ① 入口等の床面は掃除機で吸塵し、モップで清掃すること

(12) 廃棄物の運搬

- ① 感染性医療廃棄物・産業廃棄物などの廃棄物などについて処理区分に従い、集積所まで運搬、整理し適宜カゴの内部及び周囲の清掃もすること。
- ② 資源物についても処理区分に従い、集積所まで運搬、整理し適宜カゴ周囲の清掃もすること。

(13) その他事項

- ① ゴミ容器の処理及び洗浄。
- ② SKにラバーカップを常時設置し簡易な排水及びトイレつまりの解消をする事。
- ③ 院内の破損、漏水、電球の不点箇所等の発見時は速やかに報告する事。

12. 情報の共有化

- ① 看護部と感染症などの患者情報の共有化を図り清掃を行うこと。
- ② 定期的に病院（特に看護部、業務課）と清掃方法等の協議を行うこと。

13. 研修の充実

- ① 院内感染防止のため、清掃作業員に対して定期的な研修を行うこと。

14. 代行保証

- ① 受託業務の遂行が困難になった場合は医療関連サービスマーク（院内清掃）認定事業者が代行保証をおこなうこと

15. その他

- ① その他必要と認められた事項については、随時協議するものとする。